

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

I 収用換地等の場合の				譲渡	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	円	別表十五(五)
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡	同上	の	令五・四・一以後終了事業年度分
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	譲渡	対応する	の	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡	支出した譲渡経費の額	14	
譲渡資産の種類		4		経費	譲渡経費に充てるため	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		の額	+ (1)		
	同上以外の補償金の額	6		計	期前において設けた特別勘定の金額	19	
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20		
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		特別控除額	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	21	
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		の計算	特別控除残額	5,000万円 - (20)	
	取得した補償金等の額	9			特別控除額	5,000万円 - (21)	
	(5) + (6) + (7) + (8)					((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	22
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10					
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11					

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業実行者等の名称				23		特を定めた場合の特別控除額のための土地計画等	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日				24	( · · )		1,500万円 - (38)	39	
取 得 し た 対 価 の 額				25		の	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40	
交 換 取 得 資 産 の 価 額				26			特別控除残額	41	
【No.61】収用換地等及び特定事業の用地買収等に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20~22欄、35~37欄、40~42欄、45~47欄、50~52欄)。							5,000万円 - (40)	42	
また、別表十(五)付表は、譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。									
額の計算	差引譲渡経費の額	(29) - (30)	31			の	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43	
	譲渡益の額	(25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32				800万円 - (43)	44	
特定を譲渡した整場理合事業特別の控除ため額にの土計算	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33				所持	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45	
	2,000万円 - (33)	34				有別	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46	
	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35				土控	1,000万円 - (48)	47	
	特 別 控 除 残 額	5,000万円 - (35)	36			地除	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48	
	特 別 控 除 残 額	((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)	37			等額をの	5,000万円 - (50)	49	
						譲計	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50	
						渡算	特 別 控 除 残 額	51	
							5,000万円 - (50)	52	
							((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)		